

3-2 第1号要件 収用適格事業

法第20条第1号

事業が第3条各号の一に掲げるものに関するものであること（3条該当性）

市町からの照会が多い事業

- 1号 …道路法による道路等
- 2号 …河川法による河川、堤防、ダム等
- 3号 …砂防法による砂防設備等
- 9号の2 …自動車ターミナル法による自動車ターミナル事業施設
- 10号の2 …海岸法による海岸保全施設
- 10号の3 …津波防災地域づくり法による津波防護施設
- 19号 …消防法による消防施設
- 22号 …社会教育法による公民館、博物館、図書館法による図書館
- 23号 …社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設等
- 27号 …廃棄物処理法による廃棄物処理施設等
- 31号 …地方公共団体等が設置する庁舎等
- 32号 …地方公共団体等が設置する公園、緑地その他公共施設等
- 35号 …1～34号に欠くことのできない通路、資材置場等の施設等

21

3-3 第2号要件 起業者の意思と能力

法第20条第2号

起業者が当該事業を遂行する十分な**意思と能力**を有する者であること

法的権能

- ・事業施行に必要な**許認可**を行政機関から得ているか
- ・**路線認定**、**河川指定**を経ているか

経済的
財政的 能力

- ・**予算措置**が講じられているか
- ・**長期計画**に盛り込まれているか

実際の
企業的 能力

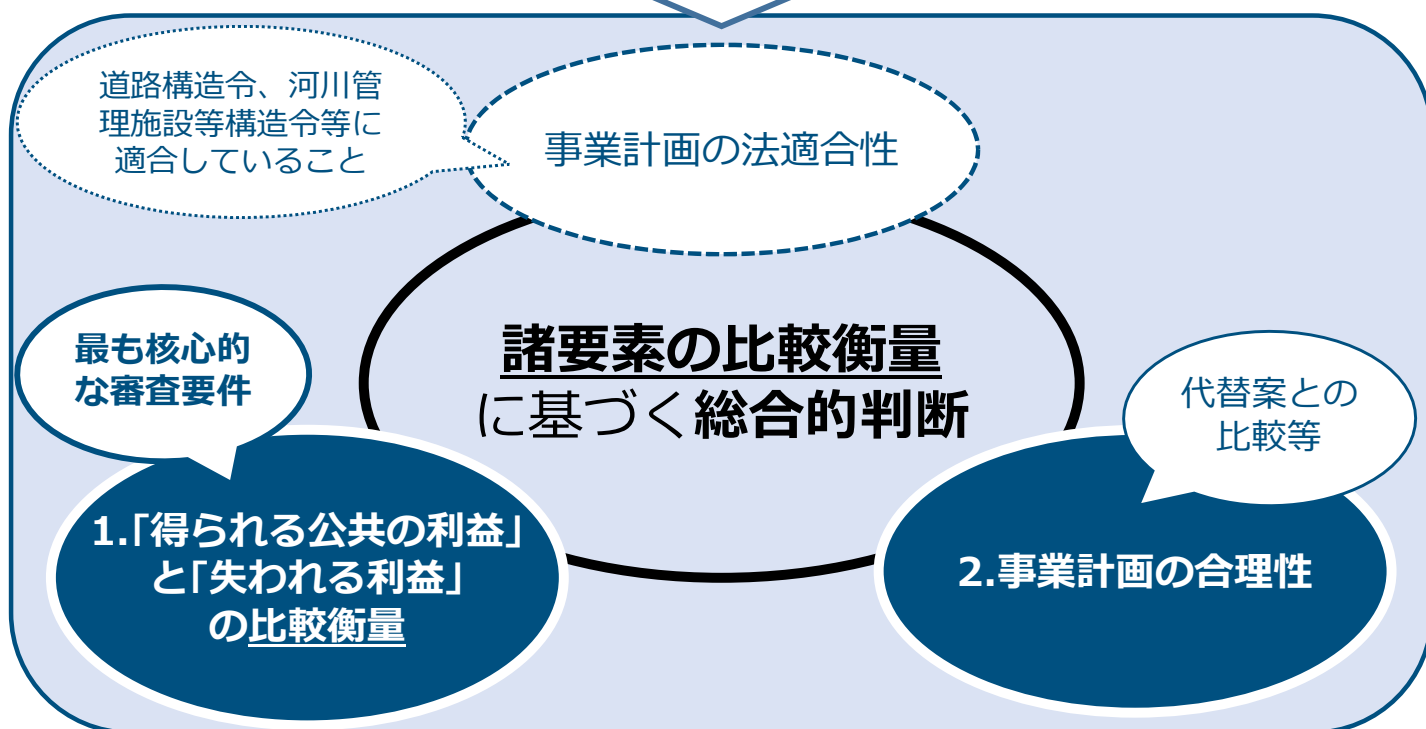
- ・起業者の組織や体制からみて、**事業遂行能力**があるか

22

3-4 第3号要件 土地の適正かつ合理的な利用

法第20条第3号

事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること



23

3-4 第3号要件 土地の適正かつ合理的な利用

1. 「得られる公共の利益」と「失われる利益」の比較衡量

利益の分類	審査資料	利益の詳細
得られる利益(+)	事業計画	地域社会の活性化、市民生活の質の向上、防災計画の充実 等 (公益)
得られる利益(-)	環境影響評価	景観破壊、騒音、大気汚染、治安悪化、渋滞 等 (事業により発生する負の影響)
失われる利益	独自の調査等	生態系 (希少動植物)、文化財への影響

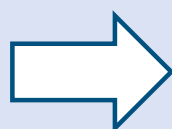
得られる利益(+)

+

得られる利益(-)

>

失われる利益



事業の3号適合性を認める

※ 3号要件を判断する上での核心的な事項

24

3-4 第3号要件 土地の適正かつ合理的な利用

2. 事業計画の合理性

『「得られる公共の利益」と「失われる利益」の比較衡量』の結果…

⇒ 事業施行による公益性が認められた

⇒ 事業計画に土地利用上の合理性は認められるか？

同じ公益性を発揮できる、より合理的な計画はないか？

⇒ 起業地の代替案を提示させ、それらの比較検討の中で審査する

比較の条件

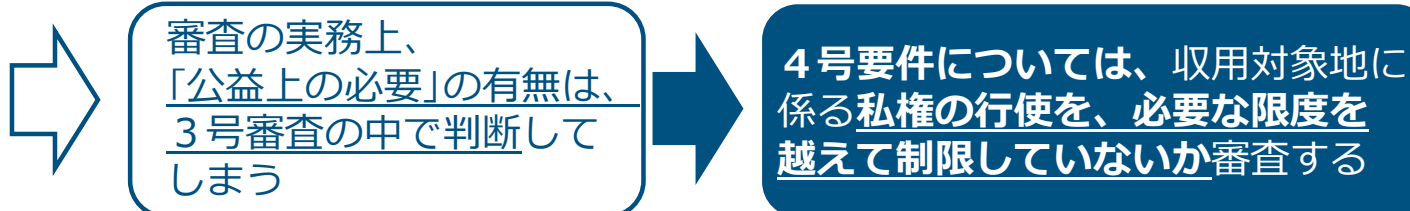
条件の分類	審査資料	利益の詳細
前提条件	起業地選定比較表	公益性を発揮するための必要条件
社会的条件		収用または使用面積、周辺環境に与える影響 等
技術的条件		工事の難易度、工事に係る期間 等
経済的条件		工事費用、経済効果 等

25

3-5 第4号要件 公益上の必要性

法第20条第4号

土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること



時間的

申請事業を**早期に施行する必要があるか**
(何故、今なのか)

空間的

起業地の範囲が、公益性の発揮のため必要な範囲か (**必要最小限で不可欠な範囲か**)

手段的

収用と使用の別に合理性があるか
(**使用で足りるのに収用していないか**)

26

3-6 事業認定申請書の作成（申請書本体）

内訳

- 1 起業地の名称
- 2 事業の種類
- 3 収用・使用の別を明らかにした起業地
- 4 **事業の認定を申請する理由**

法第18条第1項

短期縦覧中、市民の方々の目に触れるため、定量的な記述を用い、根拠を示せる内容にすること。

記載すべき内容

- ・ 事業が法第3条各号のいずれかに掲げるものに関する事業であること
- ・ 事業計画の目的及び内容
事業認定の申請に至った用地交渉の概略（土地所有者及び関係人の概数、必要面積及びその進捗率、交渉開始年月）
- ・ 収用又は使用しようとする対象物（例えば、土地、第○種漁業権 等）
- ・ 事業の施行に関して、免許、許可又は認可が必要である場合には、当該処分又は手続きを終えていること 等
- ・ 複数の起業者が共同申請する場合には、その理由

27

3-6 事業認定申請書の作成（添付資料）

1 事業計画書

法第18条第2項

- (1) **事業計画の概要** **1**
- (2) 事業の開始及び完成の時期
- (3) 事業に要する経費及びその財源
- (4) **事業の施行を必要とする公益上の理由** **2**
- (5) 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- (6) **起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由** **3**

2 起業地及び事業計画を表示する図面

- 3 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者がその当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面
- 4 法4条に規定する土地に関する調書、図面及びその土地の管理者の意見書
- 5 起業地の土地利用に関する法令制限について、関係行政機関の意見書
- 6 事業の施行に関する行政機関の許認可を証する書類又は関係行政機関の意見書
- 7 法第15条の14に規定に基づく**事前説明会の実施状況を記した書面**

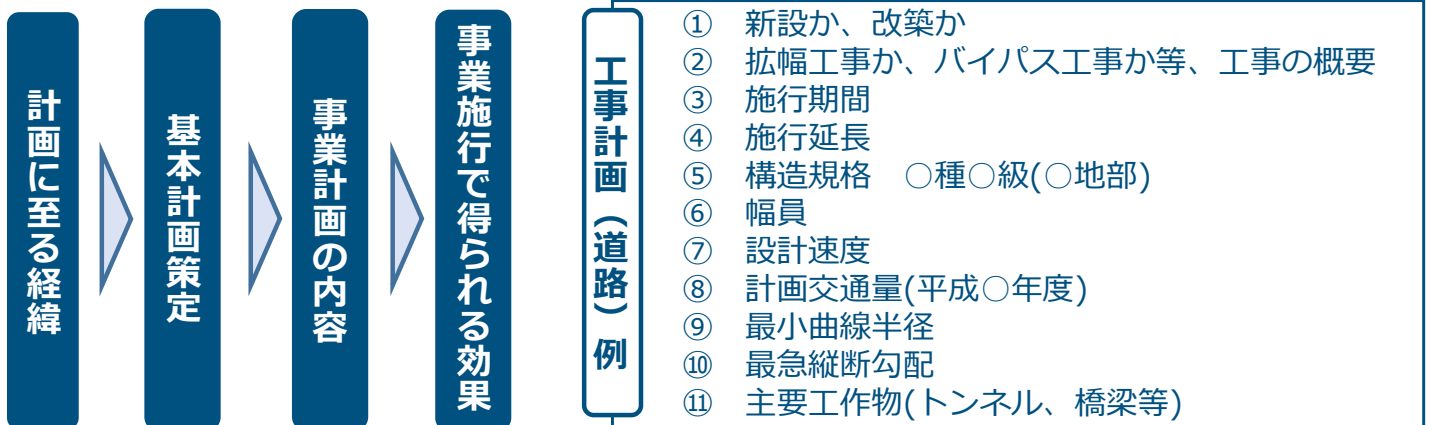
28

3-6 事業認定申請書の作成（添付資料）

1. 事業計画の概要

作成のポイント

- ・ 工事計画だけでなく、申請事業の**目的及び内容**を具体的に説明
- ・ これを見れば、**施行事業の概略が明らかになる**ように記述
- ・ 申請事業が全体計画の一部であるときは、**まず全体計画を説明し、次に申請事業について全体計画との関係を説明**
- ・ 事業本来の効用を全うすることができるように説明内容を構成
- ・ 事業計画の内容は、できる限り数字をあげて**定量的に説明**



29

3-6 事業認定申請書の作成（添付資料）

2. 事業の施行を必要とする公益上の理由

法第20条第3号

事業計画が**土地の適正かつ合理的な利用**に寄与する
⇒「**得られる公共の利益**」と「**失われる利益**」の比較衡量

法第20条第4号

土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること
⇒**時間的・空間的・手段的必要性**

いかにして説明

説明のポイント

- ・ 既存の**統計資料**や起業者の行った予測等の**客観的なデータ**を用いて極力具体的に説明
- ・ 劣悪、危険な状況を放置しておくことの**社会的、経済的、行政的な不利益、損失**を説明
- ・ 事業の施行により発生する**マイナス要因**の評価と対策を説明
- ・ **失われる利益**（保全すべき動植物、文化財等）の評価を説明

30